

嬭恋村農業委員会総会議事録(第23回)

- (1) 開催日時 令和4年5月10日(火)開会:午後1時46分閉会:午後2時50分
開催場所:嬭恋村役場 2階会議室
- (2) 主席委員の議席番号および氏名(農業委員17名)
- 農業委員
- 1.干川初枝 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次
8.黒岩純一 9.干川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ
14.黒岩広司 16.黒岩富二 17.西窪充夫
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名 欠席 2.関喜吉、15.樋口忠男
- (4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 望月浩二 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星
- (5)提出された議案

第1号議案 あっせんの成立について

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 農用地売買あっせんの申出について

第5号議案 農用地利用配分計画(案)への意見決定について

第6号議案 農業委員会活動令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の評価並びに令和4年度の最適化活動の目標の設定等について

第7号議案 その他

(6)会議の概要

事務局 ただ今より農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は15名であります。嬭恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達していることをご報告いたします。農業委員会会議規則第5条により会長が議長になり進行をお願いします。

会長 はい、農振協議会に続き定例会という事でご苦労様です。最近今朝も大分冷えて霜が降りるなど天気が落ち着かない日々が続く、キャベツの作付け等も始まっているかと思いますが天候に気を使っている事と思います。農作業も始まりましたが、今日交番長が来て最近トラック等の盗難被害が数件あったとのお話がありました。皆さんしっかり管理して十分注意して下さい。

続きまして、三番の嬭恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第13番委員黒岩トシエ委員、第14番委員黒岩広司委員をお願いいたします。それでは続きまして、4、協議事項に入りたいと思います。第1号議案「あっせんの成立について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第1号「あっせんの成立」1件、案件朗読後説明】
あっせん委員会4/20 売買価格(400円/㎡単価)

議 長 第1号議案の関係ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

5番委員 前回、あっせんを受けると決定した場所です。4/20にあっせん委員会がありました。場所は、ペンション村の砂地と呼ばれている地区です。地が悪く、キャベツがあまり収穫できないのでこの価格が出たのですが、植木(苗木)畑ならば良いという事でこのような価格になりました。問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。他の委員の意見ありますか。なければお諮りします。第1号議案についてはあっせんの成立については問題なしという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第1号「あっせんの成立について」】については成立という事で許可することに決定いたします。続きまして、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】1件事務局説明
1番号 あっせんの成立による所有権移転

議長 この関係ですが、先程のあっせんの成立による申請ですので、許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。

【議案第2号「農地法3条の規定による許可申請」】につきましては、許可するものとして決定します。続きまして、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」】1件、案件朗読後説明
こちらにつきましては、地形が複雑ですので机の上に位置図をご用意してありますのでご覧下さい。

1番号 農地区分2種農地、他法令との関係は無し。申請内容は一般住宅進入用道路用地。

議 長 この案件ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

10番委員 昨日、地元農業委員と推進委員、事務局で現地確認をしました。場所は、パノラマライン南ルート最終地点の交差点より300m程の所にあります。住宅を建築するにあたり手前(進入用道

路となる土地)が農地だったとの事です。進入用道路がないという事で問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 その他の委員の意見ありますか。なければお諮りします。【議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について】は許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について】は許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、【議案第4号「あっせん申出について」】を議題とします。事務局より説明願ひます。

事務局 【議案第4号「あっせん申出について」】1件説明。

議 長 この関係ですが、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ござひますか。

5番委員 申出人は今年から農業を廃業し、畑を売りたいという事であっせんで申し出たとの事です。場所はパノラマライン南ルートより上に登った所です。非常に良い場所です。問題ないと思ひます。

議 長 そのほかの委員のご質問等ござひますか。なければお諮りします。【議案第4号「あっせん申出について」】はあっせんを受けるという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第4号「農用地売買あっせんの申出について」】についてはあっせんを受けると決定いたします。あっせん委員会は事務局より説明願ひます。

事務局 あっせん委員は農業委員の5番委員、7番委員、推進委員の小林委員と土屋委員、あっせん委員会の日時と場所は5月19日午後5時から役場応接室で行ひます。

議 長 ありがとうございます。続きまして、【第5号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事務局 【第5号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)への意見決定について」】

村長より農用地利用配分計画(案)への意見決定を求められています。農用地利用配分計画(案)に基づき借受希望者に貸し付けた場合、ア、貸付後において周辺の農業上の利用に及びすことが見込まれる影響があるか否か、イ、全ての農用地について適切に耕作し必要な農作業に常時従事する見込みがあるか否か。ウ、借受希望者への農地貸付は適当と認められるか。エ、その他。現に耕作をしているものが耕作を出来なくなったことによる申請となります。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。朗読後説明。

議長 どなたか意見ございますか。質問がなければ、お諮りします。議案第5号について、ア、貸付後において周辺の農業上の利用に及びすことが見込まれる影響があるか否か、は影響はなし。イ、全ての農用地について適切に耕作し必要な農作業に常時従事する見込みがあるか否かは、見込みがある。ウ、借受希望者への農地貸付は適当と認められるかは、適当と認められる。と意見を決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議長 はい、全員賛成ですので【第5号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)への意見決定について」】は配分計画(案)の通り意見を問題なしとして村長に回答いたします。続きまして、【第6号議案 農業委員会活動令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の評価並びに令和4年度の最適化活動の目標の設定等について】を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 農業委員会活動令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の評価並びに令和4年度の最適化活動の目標の設定等について、重点的な項目について説明します。令和3年度の目標及びその評価(実績)について説明します。Ⅰは農業委員会の状況ですので割愛させていただきます。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化ですが、管内の農地面積は3990haに対して、R3は集積が累計で3206ha、集積率80.4%と非常に高いものとなっております。ただ課題もありまして、優良な農地は空きがない状況であり、空いている農地は耕作条件の悪い農地がほとんどであります。多少石が多くても可能な牧草畑等で活用できないか検討する必要があります。東部地区の畑、田等を新規就農者向けに貸借も検討するという課題がみえてきました。達成状況としましては100%を超えました。

目標に向けた活動実績ですが、農業委員会だよりやリーフレット等で農地中間管理事業を通じた貸借を推進しました。推進委員を中心に農地の利用集積に向けたあっせん活動、利用権の設定等集積にご尽力いただきました。

引き続き、担い手への集積・集約化を推進していくとともに、農業委員会を通さない貸借が多い印象でありますので、農地中間管理事業の制度の周知を図る必要があります。

Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、毎年、相談はあるものの中々就農に至っていないのが現状であります。令和3年度も1件相談はあったものの新規参入には至りませ

んでした。吾妻農業事務所普及指導課と連携を取りながらR4の就農を目指すことになりました。引き続き、相談者が就農に至れるよう関係機関と連携をとりながら誘導に努めていきます。

IV遊休農地に関する措置に関する評価ですが、遊休農地といいますが草刈り程度でただちに耕作が可能である農地の面積がR3は約21.1haでありました。解消目標面積は3haでありましたが、解消実績面積は1.1haでありましたので達成状況は37%でした。達成に向けた活動としまして、例年お世話になっておりますが、9月～10月に農地の利用状況調査を行っております。結果を取りまとめて、遊休農地の所有者に農地の利用意向調査を行いました。その面積が158筆、21.1haでありました。新たな遊休農地が発生し解消目標面積には届かなかったものの、保全管理・営農再開をした筆があったという事で概ね計画通りに活動が出来ました。

V違反転用への適正な対応ですが、R3の違反転用面積は0となっております。引き続きHP等で呼びかけていきます。

VI農地法等によりその権原に属された事務に関する点検ですが、1年間の処理件数が載っております。農地法第3条許可申請件数74件、農地転用に関する事務処理件数31件(農地法第4条・5条合計)、村のHPで議事録を掲載し、公表しております。農地所有適格法人からの報告ですが、管内の法人数30法人であります。決算を迎えた農地所有適格法人は農業委員会へ報告しなければならないとなっており、その法人からの報告がなかった法人に対し督促をし、提出をした件数が記載されております。情報の提供ということで、調査対象貸借件数412件、村のHPで掲載公表しております。農地の権利移動等の状況把握ですが、処理件数が703件であります。こちらは全国農地ナビで公表しています。

VII地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は無しでした。

VIII事務の実施状況等の公表等ですが、議事録を作成しHPで公表しています。

農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出ですが、毎年会長と事務局長で村長・議長に対し、意見書を提出しています。

令和4年度の最適化活動の目標の設定等という事で、令和4年度より最適化活動につきまして大幅に変更がありまして、この点検評価も変更があり書式もこのような形に大幅に変更になりました。

II最適化活動の目標ですが、R3の数字を反映させたものになっております。(2)遊休農地の解消ということで、農水省よりR3発生の遊休農地21haを今後5年間で解消目標を立てなさいという事になっておりますので、今年度の解消目標面積は4haとなっております。

(3)新規参入の促進という事で過去三年間は0でしたが新規参入に結びつくように促進していきます。②新規参入者への貸付等についてですが、こちらの算出方法ですが、過去3年間の権利移動面積平均の1割以上となっておりますので、農地所有者の同意を得た上で公表する面積が10.2haであります。こちらにつきましては、アンケートの回収や相談を受けたときに相談に乗って頂くなどのご協力をお願いします。

2、最適化活動の活動目標ですが、1人当たりの活動日数を月あたり10日と設定させていただきます。こちらにつきましては、月の活動目標が10日基準であり、その活動日数が10日を超えるか否かでポイント制となっておりますので、10日を基準とさせていただきます。

活動強化月間も3ヶ月以上となっておりますので、3ヶ月とさせていただきます。新規参入相

談会への参加目標も1回以上となっておりますので、1回とさせていただきます。説明は以上です。

議長 事務局より説明がありましたが、特に令和4年度から最適化活動が変わってくるということで、別添で個々の目標が書いてありますが、何か皆さんから聞きたいことがあればお願いします。

5番委員 なかなか、実際に月に10日も活動することは難しいですね。

事務局 これにつきましては、非常にハードルが高い目標設定となっており、全国中の農業委員会が難しいと言っているのですが、農水省の方で、この目標でやって欲しいという事です。

6番委員 皆で話し合った結果、月10日に決定したとか言ってもらわないと、農水省がいったからといって、この国は、民主主義国家ですので、中央集権国家ではないのですから農水省の方が言ったからと言ってその通り活動する必要はないと思います。

事務局 非常に、私どもも心苦しいではありますが、ただ、月に1日も活動していない委員がいる農業委員会には村への交付金自体が来なくなりますので、なんとか最低1日はお願いします。

16番委員 夏場は大丈夫かと思いますが、冬場に何か活動しろと言われても現実はかなり厳しいですよね。

事務局 ですので、農家の方への来年度以降の農業経営に関する方針を確認して頂くとかでお願いします。

16番委員 今まで相談がないのに難しいです。

事務局 事務局としても最適化活動に関する会議ですとか、研修を開いて意見を述べていただくなど、事務局としても冬場に人・農地プランの話し合いの会議を予定するとか計画していきたいと考えております。

16番委員 余分に会議が増えるという事ですか。

事務局 元々、人・農地プランの話し合いは別に設定していたとは思いますが。

5番委員 他町村はどんな感じですか。

事務局 もともと、上乘せ分の交付金をもらっていた農業委員会が少なかったようです。全部の委員会がもらっていたわけでは無いようです。これで、またかなり利用率が減るのではないかと思います。

ます。

10番委員 解釈の仕方だと思います。我々は普段から世間話の中で農家の相談にも乗っていますしその事を日誌に付けていただけだと思います。冬場だって有害鳥獣の見回り等もありますよね。わざわざ会議を開かなくても良いのでは。

5番委員 11月、12月頃になると、来年は経営を辞めたいなどという相談を受けることがあります。そうすれば、そのほ場の隣接者を中心に集積するなど働きかけることもある。地域や仲間で集まった時に相談を受けます。それを活動にいれていけば良いのでは。

3番委員 これは、西部地区と東部地区で大分違うと思いますが、西部地区は農業を業としてやっている人がほとんどであるので、東部地区は自家消費の農家がほとんどです。息子や娘達は村から出て行って、お爺さんお婆さんが今作っている農地を何とかやっていっているというのが現状です。皆さんの迷惑にならないようにはしたいと思いますが、冬場に月に5日も活動できるかどうか。また、この説明を推進委員へもしっかりと説明して頂きたいです。

議 長 そうですね。推進委員へもしっかりと説明していきたいです。

4番委員 東部地区は冬を含めて難しいです。ただ、年間61日以上ということで夏場は30日毎日出ていて、冬場が少なくとも平均して5日以上なら良いという事ではダメなのですか。

事務局 月に1日も活動しない月があってはダメですが、年平均5日以上年間61日以上であれば問題ないです。

3番委員 それであれば安心しました。聞いて良かったです。

議 長 では、皆さんそういう事をお願いします。【第7号議案「その他」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第7号議案【「その他」について】報告。

報告1 農地法第18条第6項の規定による通知書 1件

報告2 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 6件

報告2 農地の使用貸借契約の合意解約通知書について 1件

報告4 農地転用許可後の工事進捗状況報告について 2件

議 長 【第7号議案「その他」】の報告をいただきました。その他のその他ですが、委員さんのご意見ございますか。皆さんから質問等無いようですので、次回は6月10日の午後1時30分からとなります。それではこれで5月の定例会を閉じさせていただきます。

午後2時50分閉会

議長

(西窪 充夫) 西窪充夫

議事録署名人

第13番委員

(黒岩 トシエ) 黒岩トシエ

第14番委員

(黒岩 広司) 黒岩広司